

諮問番号：令和4年諮問第1号

諮問日：令和4年10月25日

答申番号：令和4年度答申第1号

答申日：令和4年12月16日

件名：国家公務員宿舎法施行規則（昭和34年大蔵省令第10号）第32条第1項に関する報告書に相当する資料のうち、直近の資料の開示に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

国家公務員宿舎法施行規則（昭和34年大蔵省令第10号）第32条第1項に関する報告書に相当する資料のうち、公務員宿舎現況表の付属資料として登録した諏訪町職員宿舎、第一永田寮、調布寮、瀬田第二職員宿舎、麴町議員宿舎附属職員宿舎の配置図（以下「本件対象文書」という。）につき、参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程（平成23年3月30日事務総長決定。以下「規程」という。）第4条第3号で規定する不開示情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条第4号の「公共の安全等に関する情報」）に該当することとしてその一部を不開示とした決定についてはこれを取り消し、不開示とされた部分を開示すべきである。

第2 苦情申出人の主張の要旨

1 苦情申出の趣旨

本件苦情申出の趣旨は、規程第3条に基づく本件対象文書の開示申出に対し、令和4年8月31日付け参庶文発第76号により参議院事務局（以下「事務局」という。）が本件対象文書の一部を不開示としたことについて、その取消しを求め、不開示とされた部分を開示すべきものである。

2 苦情申出の理由

苦情申出人の主張する苦情申出の主たる理由は、苦情の申出書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本件対象文書は、敷地内における建造物の配置を記載した図と思料するが、民間業者作成のウェブサイト及び国土地理院発行の地図において、建造物の輪郭を推測することができる。また、一部の公務員宿舎は、公道に接しており、公道から外観を視認することができる。

これらのことから、建造物の輪郭は既に公になっている情報であり、本件対象文書における建造物の輪郭を公にしても、情報公開法第5条第4号に定める「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」とは認められない。

したがって、本件対象文書を規程第4条第3号に該当するとした不開示理由は不合理であり、本件対象文書は規程第4条第3号の不開示情報に該当しないことから、事務局は開示すべきである。

第3 事務局の説明の要旨

1 本件対象文書

開示を求められた事務局文書は、国家公務員宿舎法施行規則第32条第1項に基づく報告書に相当する資料のうち、公務員宿舎現況表の付属資料として登録した諏訪町職員宿舎、第一永田寮、調布寮、瀬田第二職員宿舎、麴町議員宿舎附属職員宿舎の配置図である。

2 不開示理由の要旨

本件対象文書の一部（以下「本件不開示部分」という。）については、これを公にすることにより、国会関係施設の重要な箇所や職員宿舎、寮等の詳細な位置又は構造が明らかとなり、不法な攻撃や侵入等を容易にするおそれが生じることから、情報公開法第5条第4号に定める「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」に相当し、規程第4条第3号に定める事務局不開示情報に該当することから不開示とした。

3 苦情申出人の主張に対する所見

「電子計算システム関係事務取扱要領について」(昭和59年8月27日蔵理第2992号)の「公務員宿舎現況表」(作成要領)において、「配置図」は「周囲の状況及び進入路部分を図面上に記載する。」とされており、これに基づき本件対象文書には、各敷地への出入口のほか、一般に公表されている地図等には掲載されていない情報や公道からは視認できない情報が記載されている。

例えば、諏訪町職員宿舎の配置図には、敷地内における各建物へ至るための具体的な経路、地図上の輪郭だけでは確認できない各住戸の具体的な出入口の場所や形状が記載されており、調布寮及び瀬田第二職員宿舎の配置図には、敷地内への出入口のほか、駐車場の位置が記載されている。また、第一永田寮及び麴町議員宿舎附属職員宿舎は、それぞれ限られた者しか入構できない参議院第二別館、麴町議員宿舎の敷地内に位置しており、敷地における職員住居部分の詳細な位置や出入口は一般に公表しておらず、その上、公道からは当該建物の外観さえも視認できない状態にある。このほか、各建物は、いずれも公道から視認できる情報だけでは敷地及び建物全体の輪郭を把握することはできない。

本件不開示部分には、これらの情報が記載されているところ、当該情報が開示された場合、敷地内の建物の位置関係、駐車場の位置や各建物への経路等に関する情報が明らかとなり、苦情申出人が例示する国土地理院発行の地図等一般に入手可能な地図や建物の外観等の情報を組み合わせることによって容易に詳細を把握できることになり、これにより、不法侵入、襲撃、放火、盗難、盗聴等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあることから、情報公開法第5条第4号に相当し、規程第4条第3号に定める事務局不開示情報に該当すると判断することが適当と考える。

なお、本件不開示部分には、一般に公表されている地図等に掲載されている情報と上記の事務局不開示情報が一体不可分に記載されており、容易に区分して除くことができないことから、規程第5条第1項による部分開示ができない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査・審議を行った。

- ①令和4年10月25日 諮問の受理
- ② 同年11月29日 事務局の職員（管理部管理課長）からの説明聴取及び調査（本件対象文書の見分を含む。）・審議
- ③ 同年12月16日 調査・審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書

本件対象文書は、前記「第3 事務局の説明の要旨」の「1 本件対象文書」において説明されているとおり、国家公務員宿舎法施行規則第32条第1項に関する報告書に相当する資料のうち、公務員宿舎現況表の付属資料として登録した諏訪町職員宿舎、第一永田寮、調布寮、瀬田第二職員宿舎、麴町議員宿舎附属職員宿舎の配置図である。

事務局は、本件不開示部分を公にすることにより、国会関係施設の重要な箇所や職員宿舎、寮等の詳細な位置又は構造が明らかとなり、不法な攻撃や侵入等を容易にするおそれが生じることから、本件不開示部分は、情報公開法第5条第4号に定める「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」に相当し、規程第4条第3号に定める事務局不開示情報に該当することから不開示とした。

これに対し、苦情申出人は、建造物の輪郭は既に公になっている情報であり、公にしても情報公開法第5条第4号のおそれがあるとは認められないことから、事務局不開示情報には該当しない旨主張する。

そこで、苦情申出人の主張について、以下検討する。

2 事務局不開示情報該当性

(1) 情報公開法第5条第4号の趣旨について

情報公開法第5条第4号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示情報として定めている。上記のような公共安全等に関する情報については、開示又は不開示の判断に専門的かつ技術的判断を要するなどの特殊性があることから、行政機関の長の第一次的な判断を尊重する趣旨であると解されているが、同号に該当するとして不開示とした判断が合理性を欠く場合には、本号に該当するとは認められないというべきである。

本件対象文書について、事務局は、本件不開示部分を公にすることにより不法な攻撃や侵入等を容易にするおそれが生じる旨主張していることから、本件対象文書の一部を不開示とした判断の合理性を検討した上で、不開示とすべきか否か判断する必要がある。

以下、本件不開示部分の規程第4条第3号（情報公開法第5条第4号）該当性について検討する。

(2) 本件不開示部分の規程第4条第3号（情報公開法第5条第4号）該当性について

当審査会は、本件対象文書を見分し、また事務局から説明を求めることにより、前記「第3事務局の説明の要旨」の「2 不開示理由の要旨」において事務局が不開示情報と主張する情報の内容を確認した。その結果、本件不開示部分に記載された情報は建物等の配置を簡略化したものにとどまっており、本件対象文書を見分するだけでは、不法侵入等の犯罪行為の実行を容易にするような情報を認知することは困難であること及び本件対象文書と一般に入手可能な

地図や建物の外観等の情報を組み合わせたとしても、不法侵入等の犯罪行為の実行を容易にするような情報を認知することは困難であることを確認した。

以上に基づき判断すれば、本件不開示部分は、これを開示しなかった場合と比較して不法侵入等の犯罪の実行を容易にするものとはいえ、公にすることで犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあると事務局が認めることにつき相当の理由があるとは認められないことから、不開示とした事務局の判断は合理性を欠くといわざるを得ない。

したがって、本件不開示部分は情報公開法第5条第4号に相当するものとは認められず、規程第4条第3号で定める事務局不開示情報に該当しない。

3 本件対象文書の一部を不開示としたことの妥当性

以上のことから、本件対象文書の一部を不開示としたことは妥当でなく、事務局はこれを取り消し、不開示とした部分を開示すべきであると判断した。

第6 付言

当審査会が対象文書を見分したところ、当該配置図の扱い及び議院事務との関係などの検証等につき、バラツキがあり院内外の関係部署との十分な協議がなされていないと見受けられるとの意見もあった。

(答申をした委員の氏名)

瀧上信光、鈴木庸夫、高山崇彦